

市外から雲仙市へ転入された  
18歳以上35歳以下の方へ

民間賃貸住宅の家賃

最大18万円補助

雲仙市若者Uターン家賃補助金

- 補助対象者
- ①市外から転入した18歳以上35歳以下の方 ※ただし学生は除く
  - ②定住の意思を持ち、承認決定後3年以上雲仙市に定住する方
  - ③転入前に1年以上、市外の住民基本台帳に記録されている方
  - ④勤務先等から住宅に関する住宅手当を受けていない方（世帯員・同居人も含む）
  - ⑤市営住宅等の公的賃貸住宅や、社宅・寮・その他勤務先から提供される住宅ではない
  - ⑥転入前90日以降に新たに賃貸借契約を結ぶ住宅
  - ⑦申請者または同一世帯の入居者が賃貸契約を締結している住宅
  - ⑧世帯員の3親等以内の親族が所有、または経営する賃貸住宅ではない
  - ⑨生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない方（世帯員・同居人も含む）
  - ⑩その他の公的制度による家賃補助を受けていない方（世帯員・同居人も含む）  
※同一年度内に雲仙市結婚新生活支援補助金の交付を受けている場合は対象外
  - ⑪居住地の自治会に加入し、自治会活動に参加される方
  - ⑫市が実施する各施策に関する調査等に協力する方
  - ⑬雲仙市税等（国保税含む）の滞納がない方（世帯員・同居人も含む）
  - ⑭暴力団員等でない方（世帯員・同居人も含む）

補助率

$(\text{家賃} - (\text{管理費} + \text{共益費} + \text{駐車場使用料等})) \div 2$

補助金額

限度額：月額1万5千円

【お問合せ】 雲仙市地域づくり推進課

長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 TEL：0957-47-7805（直通）

詳細はこちら





# 交付までの流れ



## 申請の流れ



## 提出書類



01

### 承認申請

転入届出日から**90日以内**に申請ください。  
承認申請は最初の1度のみです。

▼ 受付・審査

02

### 承認決定

審査後、承認が決定した場合、承認決定通知書を送付します。  
※補助期間中は大切に保管して下さい。

### 03 家賃の支払い

家賃を支払ったことを証明できる書類（領収書・通帳の写し等）が必要となります。

▼ 承認決定日の翌月から3月分までの家賃を支払う

04

**交付申請**※令和9年3月5日(金)締め切り  
交付期間の家賃を支払い後、速やかに申請ください。  
※毎年度1回、最大2回手続きが必要です。

▼ 受付・審査

05

### 交付決定

審査後、交付が決定した場合、交付決定通知書を送付します。

▼ 請求書の送付

06

### 補助金交付請求

補助金交付申請書を送付しますので、速やかにご提出ください。  
※振込口座の通帳の写しを添付

07

### 補助金交付

補助金は年度ごとに一括して交付します。

### 承認申請提出書類

- ①承認申請書（様式第1号）
- ②前住地の分かる戸籍の附票 ⇒ 本籍地で取得
- ③賃貸契約書の写し  
⇒ 契約締結日、賃貸借期間、家賃額、契約者のサイン、印鑑が分かる契約書の写し
- ④家賃内訳証明書（様式第2号）
- ⑤誓約書（様式第3号）
- ⑥自治会加入証明書（様式第4号）

※住所・氏名など変更があった場合には変更承認申請（様式第6号）が必要です。

### 交付申請提出書類

- ①交付申請書（様式第8号）
- ②家賃支払実績報告書（様式第9号）
- ③家賃を支払ったことを証明できる書類  
⇒ 領収書・通帳の写し等
- ④承認決定通知書（様式第5号）の写し
- ⑤住宅手当支給状況証明書（様式第10号）  
・給与所得のある同居人全員分の勤務先からの支給状況証明書  
・転職した場合は前職場からの支給状況証明書が必要
- ⑥調査承諾書（様式第11号）
- ⑦前住地の市税等の滞納がない証明書（完納証明書）等  
※市税等＝住民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税

### 交付請求提出書類

- ①交付請求書（様式第13号）
- ②振込口座の通帳の写し

# Q & A

## 雲仙市若者UIターン家賃補助金

### Q1 補助金の額はいくらになりますか？

家賃月額(管理費・共益費・駐車場使用料等を除いた額)の1/2と、上限額を比べて少ない方が補助額となります。上限額は15,000円/月です。

例



家賃5.5万円

※家賃…管理費・共益費・駐車場使用料等を除く

【計算式】  $55,000円 \div 2 = 27,500円$  ※1,000円未満の端数は切り捨て

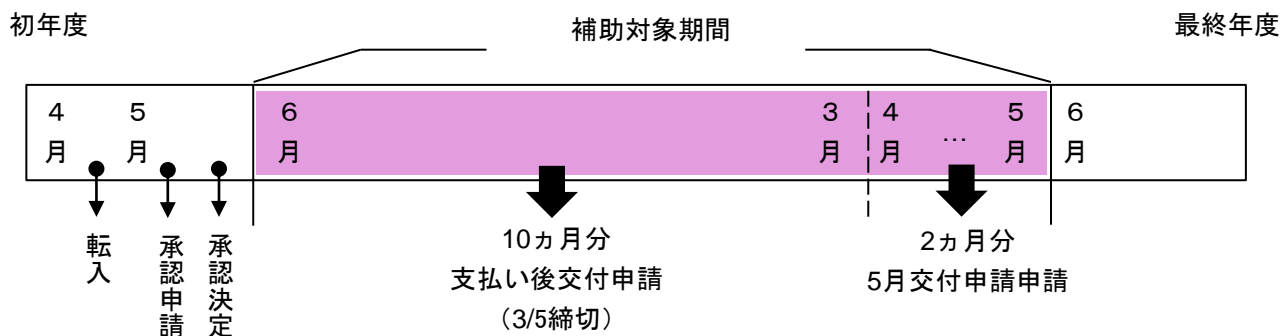
【補助金算定基礎】 27,000円 > 【上限額】 15,000円 ⇒ 【補助月額】 15,000円

### Q2 補助金の交付期間はいつからいつまでですか？

承認決定日の翌月から連続した12カ月（1年間）です。補助金は申請年度ごとに、家賃の支払いを確認したうえで年度末に一括して交付します。ただし、最終年度は、交付期間終了後、速やかに申請ください。

※年度とは4月から3月までの1年間を言います。

【例】 令和8年4月に転入し、5月に承認決定した場合



### Q3 転職した場合はどのような書類が必要ですか？

交付申請の年度中に申請者または同居人等が転職した場合、交付申請時に前の職場からの住宅手当支給状況証明書（様式第10号）も必要となります。

自営業の方・お勤めでない方は住宅手当支給状況証明書は不要となります。

# Q & A

## Q4 勤務先から住宅手当を受給している場合は対象になりますか？

ご本人だけでなく、同居されている方(別世帯の方も含む)が勤務先から住宅に関する手当を受けている場合は、補助対象外となります。

## Q5 承認申請以降に住宅手当が発生した場合はどうなりますか？

承認決定後に転職等で住宅手当の受給が始まった場合は、その時点で当該年度の補助の対象外となります。

## Q6 変更承認申請はどのような場合に必要ですか？

補助対象期間(12カ月)の範囲内で、補助金の承認決定を受けた後に「住所・家賃月額・氏名」のいずれかが変わった場合は、速やかに「変更承認申請書(様式第6号)」に内容が分かる資料を添えて提出ください。

変更となった内容で補助金を改めて算定いたします。

### 【氏名が変更となった場合の添付書類】

- ① 戸籍謄本または、氏名が変わったことが分かる本人確認書類の写し
- ② 承認決定通知書

### 【転居した場合の添付書類】

- ① 転居先の住宅の賃貸借契約書の写し
- ② 家賃内訳証明書(様式第2号)
- ③ 自治会加入証明書(様式第4号) ⇒ 転居先の自治会に新たに加入してください。
- ④ 承認決定通知書

### 【家賃月額が変更となった場合の添付書類】

- ① 住宅の賃貸借契約書の写し等(変更後の家賃が分かる書類、家賃内訳証明書(様式第2号))
- ② 承認決定通知書

## その他、条件などについて

令和8年度から補助の交付金額や条件・ルールが一部変更されていますので、申請の際は必ずホームページをご確認いただくか、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

スムーズな制度運用のためのご理解とご協力をお願いいたします。